

諮問実施機関：滋賀県公営企業管理者（企業庁総務課）

諮問 日：平成 27 年 6 月 16 日（諮問第 106 号）

答申 日：平成 28 年 2 月 5 日（答申第 92 号）

内 容：「吉川浄水場耐震対策基本設計業務に係る『指名業者の選考基準』、『指名業者の商号または名称およびその者を指名した理由』、『審議録』」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）は、「業者選定に係る文書」について、非公開とした部分を全て公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成 27 年 3 月 23 日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

指名プロポーザル方式で発注されていた「吉川浄水場耐震対策基本設計業務」に係る以下の資料

資料 1 指名業者の選考基準

資料 2 指名業者の商号または名称およびその者を指名した理由

資料 3 審議録

2 実施機関の決定

同年 4 月 2 日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表の「特定した公文書」欄の文書を特定の上、同表「公開をしない部分」欄の部分について、同表「公開をしない理由」欄の理由により非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

同年5月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、業者選定に係る文書の全部を非公開としたことを取り消し、公開することの決定を求める。

2 異議申立ての理由

契約の相手方および相手方の選定理由の開示は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）第5条第2号ならびに同法施行令第4条第2項第9号および第10号に明記されており、これは地方公共団体においても同様に、入契法第8条ならびに同法施行令第7条第2項第9号および第10号に明記されている。

したがって、これらの事項については、本来、公文書公開請求を待つまでもなく開示すべき事項であって、公開請求に対して全部を非公開とすることは明白な法令違反であり、直ちに取り消されるべきである。

「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件」に定める「業務の区分（程度）」の「業務A（高難度）」には、「浄水場の設計」が業務内容の例示として挙げられている。すなわち、業務Aの区分の業務ができる業者であれば、吉川浄水場耐震対策基本設計業務はできるはずであり、そのような業者は滋賀県内にも多数存在する。それにもかかわらず、これを敢えて特定の業者のみを指名し、随意契約を締結することは、一般競争入札を原則とする法令の趣旨に著しく反する。契約の相手方がいかなる理由で指名されたのかは、法令の許容する随意契約であったかどうかを判断する重要な情報であり、公開される必要がある。

本件処分における実施機関の対応は、指名競争入札や随意契約は例外的な場合に限って認められるという理解を欠いており、談合その他の不正行為の排除が徹底されるために、受注者選定に係る情報の公開を求める法令の趣旨に逆行するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

本件処分において特定した公文書は、吉川浄水場耐震対策基本設計業務委託に係る技術提案書の提出を要請する業者の選定方法およびその選定結果を選定順位とともに記載したものである。

実施機関では、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、重要構造物の計画調査等の比較検討または新技術を要するもので、技術的に高度な知識と豊かな経験を必要とする業務等は、価格競争入札方式によらず、滋賀県企業庁建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱(以下「特定手続実施要綱」という。)に基づいて、当該業務について技術的に最適なものを特定するプロポーザル(技術提案書)方式により業者を決定し、随意契約することとしている。

そして、特定手続実施要綱においては、「技術提案書の提出を要請する者の選定に当たっては、原則として、滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者から、業務経歴、技術職員の経験等を勘案し、発注しようとする業務に関し十分な履行能力を有すると認められる建設コンサルタント等を、原則として3から5者程度を選定する」としている。

基本設計の対象とする施設が吉川浄水場の基幹となる施設であり、将来の高度処理の導入検討、新技術の動向を把握した浄水処理方式の検討や既存の浄水処理施設、排水処理施設との連携を考慮した設計など、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務であることから、前述の方針に基づいてプロポーザル方式としたものである。

3 非公開理由について

指名プロポーザル方式による選定の際には、技術提案書を提出要請した業者間の情報交換による談合や技術提案書作成に係る取組姿勢への影響など、適正な委託業者の決定に係る手続に支障が生じ、技術的に最適な者を決定するという目的が阻害されるおそれがあるため、提出要請した業者名は非公開として手続を実施している。

委託業者の決定後であっても、今回の業者選定方法を公開した場合には、今後の指名プロポーザル方式に基づく手続を実施する際に、公開した情報を利用して業者選定方法を推測することが可能となり、名簿等から技術提案書の提出要請業者を推測され、適正な委託業者の決定に係る手続に支障が生じるおそれがある。また、選定した業者名についても、選定方法に基づいて一定の順序で並べて記載していることから、対象公文書に記載された業者名を公にした場合には、名簿等と照合することにより業者選定の方法が推測され、適正な委託業者の決定に係る手続に支障が生じるおそれがある。

したがって、対象公文書に記載した情報のうち技術提案書の提出要請をする業者の選定方法および選定結果である業者名等は、公にすると、将来の同種の事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、県の財産上の利益等を不当に害するおそれがある情報であ

るため、条例第6条第6号の非公開情報に該当する。

なお、選定方法および選定業者名等以外の情報については、異議申立人が公開を求める指名業者選定の根拠となる有意の情報ではないため非公開としたものであるが、非公開情報ではなく、公にできるものであると考えている。

また、異議申立人は、入契法および同法施行令の規定から、本件処分は法令違反であるとしているが、実施機関においては、同法および同法施行令に基づき、発注の見通しに関する事項や入札および契約の過程ならびに契約の内容に関する事項について、適切に公表を行っているところである。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成26年度第KJ32-605号吉川浄水場耐震対策基本設計業務委託（以下「本件業務委託」という。）について、企業庁建設工事等契約審査会および滋賀県建設工事等契約審査委員会における審査の過程で用いられた資料であり、委託業務名、設計金額、委託内容、委託場所および委託期間等の委託業務の概要ならびに技術提案書の提出要請を行う業者の選定方法（以下「選定方法」という。）ならびに選定方法に基づき選定された業者の名称、当該業者の所在地および名簿における順位・評点等（以下「選定業者名等」という。）の情報が記載されているものである。

実施機関は、これらの情報は条例第6条第6号の非公開情報に該当するとして、全部を非

公開としているが、異議申立人はその公開を求めていることから、以下、当該部分の非公開情報該当性を検討する。

なお、現時点においては、実施機関は、本件業務に係る委託業者を決定し、当該業者との契約も完了しているものと認められるところであり、当審査会としては、こうした状況の変化を考慮した上で判断を行うものである。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第6号について

条例第6条第6号は、県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「支障」については、その程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(2) 条例第6条第6号該当性について

ア 選定方法および選定業者名等について

実施機関は、委託業者の決定後においても、本件業務委託における選定方法および選定業者名等を公にした場合には、今後、指名プロポーザル方式による手続を実施する際に、公開した情報を利用して選定方法を推測することが可能となり、名簿等から技術提案書の提出要請をする業者（以下「要請業者」という。）が推測され、適正な委託業者の決定に係る手続に支障が生じるおそれがあると主張している。

しかしながら、当審査会において選定方法を見分したところ、これを公にしても直ちに要請業者の特定に繋がるものとは認められず、選定方法が業務の内容に応じて決定されるものであること、実施機関が、技術提案書の提出を行った業者名を全て公表することとしていることを考慮すれば、選定方法および選定業者名等を公にすると、今後の手続において要請業者が推測されるとする実施機関の主張は是認し難いものである。

また、仮に、選定方法および選定業者名等を公にすることによって、要請業者の推測につながることもあり得るとしても、そのことが直ちに業者間の談合等につながると判断すべき具体的な根拠は乏しいものと言わざるを得ず、実施機関が主張するおそれの程度は、抽象的な可能性に過ぎないものと判断される。

本件業務委託は、実施機関が選定した業者に技術提案書の提出を求め、当該提案書が最も優れていると判断された者と随意契約を締結する指名プロポーザル方式によって、委託業者が決定されたものである。

一方、地方自治体が行う調達については、地方自治法の規定により、透明性や競争性等を確保する観点から一般競争入札が原則とされ、同法施行令に定められた特定の場合

に限って、例外的に随意契約とすることが認められているところである。

このことからすると、本件業務委託については、県民等から不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれるようなことがないよう十分な説明責任を果たす必要があるものと認められる。

そして、本件業務委託は、水道の重要施設に係る基本設計という公益性の高いもので、多額の委託料の支出を伴うものであり、業者選定について審査を行った会議の議事録が存在しないとすれば、実施機関は、本件対象公文書に記載された情報によって、業者選定の経緯を県民等に説明する責務があるものと言うべきである。

したがって、選定方法および選定業者名等の情報は、公にしても、実施機関における今後の事務または事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと言うことはできず、条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

イ その他の情報について

本件処分においては、対象公文書の全部が非公開とされているものであるが、当審査会による審査の過程において、実施機関は、選定方法および選定業者名等以外の情報については、非公開情報にあたらぬと主張したものと認められる。

したがって、選定方法および選定業者名等以外の情報については、明らかに条例第6条第6号に該当しないものであると判断される。

4 付言

条例第7条においては、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない」と規定されている。これは、非公開情報が記録されている文書であっても、これを分離できるときには、「原則公開」の基本理念に基づき、非公開部分を除いてできる限り公開すべきことを定めたものと解される。

然るに、本件処分においては、対象公文書の全部が非公開とされているところ、こうした取扱いに合理的な理由は認められず、実施機関が、当該文書に記録されている個々の情報について非公開情報にあたるか否かを十分に精査していたものとは言い難い。

実施機関においては、今後、このようなことがないよう条例の趣旨を十分に理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

以上のことから、本件対象公文書に記載された情報は、いずれも条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成27年6月16日	・実施機関から諮問を受けた。
平成27年8月4日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年8月21日 (第238回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年9月29日 (第239回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成27年12月1日 (第241回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年1月18日 (第242回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表

請求のあった内容	特定した公文書	公開をしない部分	公開をしない理由
資料1 指名業者の選考基準	滋賀県企業庁建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱	—	—
資料2 指名業者の商号または名称およびその者を指名した理由	業者選定に係る文書	全部	契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第6条第6号該当）
資料3 審議録	—	全部	不存在（作成していないため）